

「こども性暴力防止法」への本学の対応について

令和8年度に本学へ入学予定の皆様

「こども性暴力防止法」については、令和8年1月27日に本学ホームページに掲載していますが、同法に係る本学の対応等をお知らせします。

① 教育実習前の犯罪事実確認について

教育実習に参加する学生に対し、実習施設の判断により、実習前に特定性犯罪前科の有無の確認が行われる可能性があります。

この手続きによって特定性犯罪前科が確認された場合、児童等に接する学校等における教育実習を行うことができません。

② 教員免許状の取得について

①に記載の特定性犯罪前科が確認されたことによって教育実習を行えない場合、教員免許の取得要件を満たすことができません。

③ 卒業・修了要件について

本学教育学部及び教職大学院においては、教育実習が卒業・修了のための必須科目となっています。

したがって、①に記載の特定性犯罪前科が確認されたことによって教育実習を行えない場合、原則として卒業・修了ができません。

④ 入学後の対応について

入学後、本法に関する詳細な説明を行い、本件に係る同意書、特定性犯罪前科がない旨の誓約書を提出していただきます。

【参考】

令和8年1月27日に本学ホームページに掲載した「こども性暴力防止法」については、こちらをご覧ください。

リンク：<https://www.miyakyo-u.ac.jp/post-20260127/index.html>

【お問い合わせ先】 教務課 TEL：022-214-3333